

## 里地区コミュニティセンター使用料

### 1. 町内会員のみ使用の場合

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時
ホール1	300円	400円	360円	700円
ホール2	300円	400円	360円	700円
和室1	300円	400円	360円	700円
和室2	300円	400円	360円	700円
会議室	300円	400円	360円	700円
厨房	500円	500円	500円	1,000円
カラオケ	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円

#### ※但し町外者を含む場合

各部屋、町内会員使用料の500円増しとする。

(但し、9時～17時まで使用の場合でも1部屋500円増し)

### 2. 営利目的等(塾、教室、企業等)の場合

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時
ホール1	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
ホール2	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
和室1	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
和室2	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
会議室	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
厨房	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円
カラオケ	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円

3. 葬儀以外の私的行事での使用の場合は上記営利目的等の場合の料金の半額とする。

4. 以下の使用者の場合は上記営利目的等の料金の半額とする。

①町内会協力企業(事業所協力費拠出企業)

②市・県等役所関係

③北部コミュニティー

④体育指導員

5. 政治的内容での使用の場合すべて2.営利目的等の場合に準ずる。

6. 葬儀の場合(使用の有無に関らずホール、和室、厨房を使用したものとみなす。)

#### 1)町内会員の場合

区 分	料 金	
通夜等から初七日等まで	27,000円	通夜当日午後1時～葬儀当日午後9時

通夜等から告別式等まで	21,000 円	通夜当日午後 1 時～葬儀当日午後 5 時
告別式等から初七日等まで	16,000 円	葬儀当日午前 9 時～午後 9 時
告別式等のみ	10,000 円	葬儀当日午前 9 時～午後 5 時

通夜当日午前使用の場合は私的行事での使用料金とする。(通夜準備使用は午後 1 時～)

注 1) 町内会員とは町内会費を納入している世帯(事業所協力費にて対応のパートの世帯も含む)

注 2) 私的行事とは個人が個人もしくは家族のために行なう行事

## 2) 喪主が町内会員である町外者の葬儀の場合

区 分	料 金
通夜等から初七日等まで	108,000 円
通夜等から告別式等まで	84,000 円
告別式等から初七日等まで	64,000 円
告別式等のみ	40,000 円

- 「町内会員」とは死亡時において死亡者が本町内の会員もしくは同一世帯者(本町内に住民登録がされている者)を言う。
- 「町外者」とは町内会員以外を言う。
- 告別式等とは、葬儀(告別式)及びこれに類するものを言う。
- 通夜等とは、通夜及びこれに類するものであって、告別式等の前日に行なわれるものを言う。
- 初七日等とは、初七日及びこれに類するものであって、告別式等の当日に当該告別式等に引き続いて行なわれるものを言う。

## 7. その他の事項

- 施設内(厨房を除く)での煮炊きは禁止。
- 屋外でバーベキュー等での使用の場合は、使用の有無に関らず厨房を使用したものとみなす。
- 倉庫の軒下を使用する場合はホール 1, 2 の使用を条件とする。
- 各ブロックにて中学校の P T A の役を決める場合の施設利用は無料。

[制定・改正履歴]

令和 2 年 11 月 5 日 一部改正

## 東山公民館 使用料

### 1. 町内会員のみ使用の場合

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時
ホール	300円	400円	360円	700円
和室1	300円	400円	360円	700円
和室2	300円	400円	360円	700円
厨房	500円	500円	500円	1,000円

#### ※但し町外者を含む場合

各部屋、町内会員使用料の500円増しとする。

(但し、9時～17時まで使用の場合でも1部屋500円増し)

### 2. 営利目的等(塾、教室、企業等)の場合

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時
ホール	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
和室1	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
和室2	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円
厨房	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円

3. 葬儀以外の私的行事での使用の場合は上記営利目的等の場合の料金の半額とする。

4. 以下の使用者の場合は上記営利目的等の料金の半額とする。

①町内会協力企業(事業所協力費拠出企業)

②市・県等役所関係

③北部コミュニティー

④体育指導員

5. 政治的内容での使用の場合すべて2.営利目的の場合等に準ずる。

6. 葬儀の場合(使用の有無に関らずホール、和室、厨房を使用したものとみなす。)

#### 1)町内会員の場合

区 分	料 金	
通夜等から初七日等まで	27,000円	通夜当日午後1時～葬儀当日午後9時
通夜等から告別式等まで	21,000円	通夜当日午後1時～葬儀当日午後5時
告別式等から初七日等まで	16,000円	葬儀当日午前9時～午後9時
告別式等のみ	10,000円	葬儀当日午前9時～午後5時

通夜当日午前使用の場合は私的行事での使用料金とする。(通夜準備使用は午後1時～)

注1)町内会員とは町内会費を納入している世帯(事業所協力費にて対応のパートの世帯も含む)

注2)私的行事とは個人が個人もしくは家族のために行なう行事

2) 喪主が町内会員であり町外者の葬儀の場合

区 分	料 金
通夜等から初七日等まで	108,000 円
通夜等から告別式等まで	84,000 円
告別式等から初七日等まで	64,000 円
告別式等のみ	40,000 円

- 「町内会員」とは死亡時において死亡者が本町内の会員もしくは同一世帯者(本町内に住民登録がされている者)を言う。
- 「町外者」とは町内会員以外を言う。
- 告別式等とは、葬儀(告別式)及びこれに類するものを言う。
- 通夜等とは、通夜及びこれに類するものであって、告別式等の前日に行なわれるものを言う。
- 初七日等とは、初七日及びこれに類するものであって、告別式等の当日に当該告別式等に引き続いて行なわれるものを言う。

7. その他の事項

- 施設内(厨房を除く)での煮炊きは禁止。
- 屋外でバーベキュー等での使用の場合は、使用の有無に関らず厨房を使用したものとみなす。
- 各ブロックにて中学校のPTAの役を決める場合の施設利用は無料。

[制定・改正履歴]

令和2年11月5日 一部改正